

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金交付要綱

(通 則)

第1条 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている県内の飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るために取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合又は特定非営利活動法人をいう。
- (3) エネルギーコスト 電気代及び燃料費並びに動力費（灯油、重油、ガス等）など店舗等の設備を稼働運転・維持するために必要なコストをいう
- (4) 飲食・商業・サービス業等 日本標準産業分類における次に掲げる業種以外の業種をいう。
 - ア 大分類A（農業、林業）
 - イ 大分類B（漁業）
 - ウ 大分類E（製造業）
 - エ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業、置屋、検番）及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）
 - オ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）
- (5) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (6) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (7) 県商工会連合会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づいて設立された島根県商工会連合会をいう。
- (8) 県中央会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された島根県中小企業団体中央会をいう。

- (9) 財団 公益財団法人しまね産業振興財団をいう。
- (10) 支援機関 本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県商工会連合会、県中央会及び財団をいう。

(交付対象及び補助率)

- 第4条 知事は補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助事業の補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。
 - 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

(補助事業の採択基準)

- 第5条 補助事業は次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。
- (1) エネルギー価格高騰による経営への影響度
 - (2) 本事業によるエネルギーコストの削減効果
 - (3) 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
 - (4) 補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。
 - (5) 補助事業者が補助事業の実施に当たり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

(補助金交付の申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、支援機関を経由して知事に申請しなければならない。
- 2 支援機関は、前項の規定による申請書の提出があり、当該申請の内容を確認し、補助金の申請が適当と認められる場合は、補助金交付申請書に補助事業調査書・支援計画書（様式第2号）を添えて、知事へ提出しなければならない。
 - 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、同意するものとする。

(補助金交付の決定)

- 第7条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定の上、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知し、支援機関にはその写しを送付するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合において、その交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から7日以内に、知事へ様式第4号により、補助金交付申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付

の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容及び経費の変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事へ補助金変更承認申請書（様式第5号）により申請し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる事項に該当する場合を除く。
 - ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より効率的に目的の達成に資すると考えられる変更
 - イ 補助事業の目的及び事業効率に關係がない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止・廃止申請書（様式第6号）により、知事の承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書（様式第7号）に關係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して15日を経過する日又は補助対象期間の末日いずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第8号）を、支援機関へ提出しなければならない。

- 2 支援機関は、前項の規定による実績報告書の提出があり、内容を確認し、適当と認められる場合は、知事へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認した上で交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知し、支援機関にはその写しを送付するものとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

- 第 15 条 知事は、交付の決定をした事業について、補助事業者が本要綱で定められた事項に反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の責に帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

(取得財産の管理等)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 10 号）を備え管理しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第 17 条 取得財産等のうち、規則第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第 13 条第 1 項に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事へ処分承認申請書（様式第 11 号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項に定める承認をする場合は、別に定める金額を県に納付する旨の条件を付すことができるものとする。

(補助事業等の公表)

- 第 18 条 知事は、補助事業者の名称及び事業内容等について、当該内容を公表することができる。

(その他)

- 第 19 条 第 6 条から第 12 条までに規定する申請等は、支援機関を経由して知事に対して行うものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和7年度及び令和8年度事業に適用する。
(準備行為)
- 2 この要綱の施行の日以後の申請に係る島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

別表1（第4条関係）

補助事業の補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額

補助対象事業者	<p>次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等</p> <p>(1) 県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営んでいること。</p> <p>(2) 次に掲げるみなしだ企業でないこと。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者</p> <p>オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p> <p>(3) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。</p> <p>(4) 島根県税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 同一の事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等でないこと。</p> <p>(6) 令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。</p> <p>(8) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。</p> <p>(9) 支援機関による支援を受けて実施すること。</p>
補助対象事業	補助対象事業者が、県内の飲食・商業・サービス業等に係る主たる事業所等で行う、エネルギーコストを削減するための、省エネルギー・省資源に資する設備等の更新又は機器等を導入する事業であって、以下のすべての要件を満たすこと。

	<p>(1) 設備等の更新又は機器等の導入によって、エネルギーコストが削減できることを客観的に示すことができるものであること。</p> <p>(2) 単価 10 万円（附帯工事費を含み、消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の設備等の更新又は機器等の導入であること。</p> <p>(3) 設備等の更新にあっては、既存設備等と同一の用途での更新であって、既存設備等の撤去・廃棄又は売却、譲渡（以下、「撤去・廃棄等」という。）を行うものであること。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業の実施に必要となる以下の経費</p> <p>(1) 設備等又は機器等の購入費（附帯工事費を含む）</p> <p>(2) 設備等の更新に伴い撤去・廃棄等を行う既存設備等の撤去費。</p>
補助対象期間	<p>補助事業の交付決定の日から令和 8 年 11 月 30 日まで。 ただし、補助事業者の責めによらないやむを得ない事情がある場合は令和 8 年 12 月 25 日まで。</p>
補助率	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内。ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資又は当該融資の借り換え融資を利用している場合は 2 / 3 以内とする。</p> <p>ただし、対象となる融資は、都道府県又は政府系金融機関の融資制度とする。</p> <p>千円未満の端数は切り捨てとする。</p>
補助限度額	上限 3,000 千円 下限 200 千円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金の交付は 1 事業者あたり 1 回限りとする。 ・ 過年度及び今年度の令和 7 年 10 月 7 日以前に本事業の申請を行い、活用した企業等については、1 回に限り再度の申請を可とする。 ・ 過去に本事業を活用して導入した設備又は機器等の更新は原則として認めない。 ・ 現状よりもエネルギーコスト削減に繋がり、かつ、固定資産として計上できる基幹部品やユニットの更新であれば、新規設備の導入に限らず、既存設備の一部更新も本事業の対象となる場合がある。申請を検討する場合は、必ず事前に相談を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第6条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策
緊急支援事業補助金交付申請書

標記補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容
別添 事業計画書のとおり
(公募回) 令和7年度補正 第 回

2. 補助金交付申請額 金 円

様式第1号（別紙）

年月日

島根県知事様

名称
代表者

誓約書

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金交付要綱（交付要綱）第6条の規定に基づき、補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. 県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営んでいる中小企業者等であること。
2. 交付要綱別表1に掲げるみなし大企業でないこと。
3. エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
4. 未納の島根県税がないこと。
5. 同一の事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等でないこと。
6. 令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う中小企業者等でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。
8. 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。
9. 支援機関による支援体制が整っていること。
10. 申請者の情報や補助事業の内容等について、島根県、事務局、支援機関の間で情報共有されることに同意していること。
11. 補助金の交付の申請を行うに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、暴力団排除に関する次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第2号（第6条関係）【支援機関が作成】

島根県飲食・商業サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金 補助事業 調査書・支援計画書

1. 支援機関名等

支援機関名		
支援担当者氏名		電話番号

2. 申請事業者に関する事項

名称	
所在地	
代表者	
事業概要	

3. 資格に関する事項

(1) 公募回 令和7年度補正 第 回

(2) 事業者の区分 ※該当する区分に●印

中小企業者			
事業協同組合		企業組合	協業組合
商工組合		特定非営利活動法人	

(3) 確認事項 ※可又は妥当：● 問題あり、不可又は妥当性に欠ける：×

①県内で飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者で、エネルギー価格高騰の影響を受けている
②みなしだ企業ではない
③暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者である
④宗教活動や政治活動を目的にしていない
⑤提出書類に虚偽の記載がなく、交付要綱等に違反又は不正行為はない
⑥補助事業申請書にある事業に事前着手していない
⑦同一事業で国又は県からの補助金を受けていない
⑧令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていない（ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く）
⑨既存設備の処分が必要なことを理解している また、既存設備は過去に本補助金を活用して導入した設備ではない
⑩支援機関として、当取組の支援を実施する

4. 補助事業の内容に関する事項

※妥当、可又は整っている：● 妥当性に欠ける、問題あり又は整っていない：×

①補助対象経費の積算
②事業資金を借入金で賄う場合の資金調達 ※自己資金で賄う計画の場合も、外部からの資金調達の可能性があれば記載
③補助事業の遂行体制

様式第3号（第7条関係）

指令中小第 号

住 所
名 称
代表者 様

年 月 日付で申請のあった島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

島根県知事

記

1. 交付金額 金 円
2. 交付条件

- (1) 交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けで申請のあったとおりとする。
- (2) 交付決定を受けた者は、規則その他法令の定めるところによるほか、交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け指令中小第 号で交付決定のあった標記補助金について、
同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1. 取り下げの理由

様式第5号（第9条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令中小第 号で交付決定のあった標記補助金について、
下記のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第6号（第10条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 中止・廃止 承認申請書

令和 年 月 日付け指令中小第 号で交付決定のあった標記補助金について、
下記のとおり 中止・廃止 したいので、同補助金交付要綱第10条の規定により申
請します。

記

1. 中止・廃止の理由

2. 中止の期間・廃止の時期

様式第7号（第11条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令中小第 号で交付決定のあった標記補助金について、
同補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1. 設備等の導入状況

No.	設備等名称	納期（年月日）	導入状況

※「導入状況」には、「納品済み」、「納期内に納品予定」又は「納期後に納品予定」
予定のいずれかを記載すること。

(納品後に納品予定の設備等がある場合)

2. 納品予定日（時期）及び納期に間に合わない理由

様式第8号（第12条関係）【支援機関経由】

年　月　日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策
緊急支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令中小第 号で交付決定のあった標記補助金について、
同補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1. 事業実績

別添 実績報告のとおり
(公募回) 令和7年度補正 第 回

2. 補助事業完了日 令和 年 月 日

3. 補助金実績額 金 円

様式第9号（第13条関係）

指令中小第 号

住 所
名 称
代表者 様

年 月 日付け指令中小第 号で交付決定した、島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第11条の規定により、下記のとおり確定します。

年 月 日

島根県知事

記

確定額 金 円

様式第 10 号（第 16 条関係）【実績報告書に添付】

年 月 日

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 取得財産等管理台帳

(公募回) 令和 7 年度補正 第 回

財産名			
規格		数量	
税抜金額（円）		取得年月日	
保管場所住所			
施設名（拠点名・店名）			

財産名			
規格		数量	
税抜金額（円）		取得年月日	
保管場所住所			
施設名（拠点名・店名）			

財産名			
規格		数量	
税抜金額（円）		取得年月日	
保管場所住所			
施設名（拠点名・店名）			

財産名			
規格		数量	
税抜金額（円）		取得年月日	
保管場所住所			
施設名（拠点名・店名）			

様式第 11 号（第 17 条関係）【支援機関経由】

年 月 日

島根県知事 様

所在地
名称
代表者
担当者
電話番号
E-mail

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金 取得財産等処分承認申請書

令和 7 年度補正飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 17 条の規定により申請します。

記

1. 対象となる取得財産等

(公募回) 令和 7 年度補正 第 回

財産名			
規格		数量	
税抜金額 (円)		取得年月日	
保管場所			

2. 処分の方法

3. 処分の理由